

第71回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

世紀東急工業株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seikitokyu.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様にご提供いたしております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

「業務の適正を確保するための体制」

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令順守はもとより企業倫理や環境問題等をはじめとする社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を策定し、その周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを行う。
 - ②法令等順守に係る問題を一元的に管理するコンプライアンス担当部門を設置するとともに、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、法令等順守の体制を構築する。
 - ③コンプライアンス担当部門にコンプライアンス相談窓口を設置し、法令等に違反する行為に関する相談または通報を、当社およびグループ会社の従業員等から直接受け付け、違反行為の未然防止、早期発見と是正を図る。なお、相談または通報された内容および調査結果等については、経営会議および取締役会に報告する。
 - ④独占禁止法違反行為を断固排除するため、独占禁止法順守マニュアルを適宜改定するとともに、違反者への厳格な社内処分の実施、独占禁止法違反に特化した相談窓口の設置、教育・研修の徹底、適切な人事ローテーション、内部監査など、社内体制を整備する。
 - ⑤市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当要求に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
 - ⑥内部監査部門は、法令等順守状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書ならびにその他の情報は、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスクの顕在化の防止およびリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることを目的として、当社およびグループ会社を対象とする社内規程を整備し、リスク管理体制等、リスク管理に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ②大規模災害等による被害や損失の最小化を図るため、事業継続計画を策定し、緊急事態発生時の対応等に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ③内部監査部門は、リスク管理状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、また、取締役会において各執行役員の業務分担を決議するとともに、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を整備することにより、権限と責任の所在を明確にする。
 - ②代表取締役社長の諮問機関として、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について審議および報告することにより、迅速かつ慎重な意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督する。
 - ③中期または各年度の事業計画を策定するとともに、経営会議および取締役会において、定期的に各事業部門における進捗状況を確認、評価し、また必要に応じて見直しを行う。
 - ④重要な情報が識別され、適切に経営層に報告されるための、また、指示事項が組織全体に確実に伝達されるための仕組みを整備・運用する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」等に基づき、コンプライアンスを含めたCSR活動を一体的に推進するとともに、ブランド価値の維持・向上に努める。

- ②財務報告の適正性を確保するため、当社およびグループ会社を対象とした内部統制システムを整備・運用する。なお、当社およびグループ会社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のためにきわめて重要であることを認識するとともに、全役職員に対し、あらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
- ③グループ会社ごとに所管部署を定め、各社の業務運営に対し、定期的に所管部門によるモニタリングを実施する。また、内部監査部門は、グループ会社に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべく、コンプライアンス担当部門の所属員は、必要に応じ、監査役の指示に基づきその職務を行うこととする。
- ②補助すべき使用人の取締役からの独立性を高めるため、当該所属員の異動については、あらかじめ監査役に報告し、その意見を徴することとする。
- ③補助すべき使用人への指示の実効性を高めるため、社内規程を整備し、監査役の職務の補助が、当該所属員の職務であることを明確にする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①重要な意思決定の過程ならびに業務の執行状況の把握に資するため、取締役会およびその他重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保する。また、重要リスクについて監査役に報告するとともに、リスク管理の状況について監査役と協議することとする。
- ②内部監査に関し、適宜、監査結果の報告等を行い、監査役と内部監査部門との緊密な連携を保つこととする。
- ③監査役が実施するヒアリングおよび往査において、各部門長、グループ会社の取締役および監査役、ならびに各グループ会社の所管部門の長は、必要な報告・情報を提供するとともに、必要に応じて意見の交換を行う。
- ④監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、当社およびグループ会社の役職員は速やかに適切な報告を行う。また、監査役に報告を行った役職員に対し、監査役への報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を行い、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題等について意見および情報を交換する。
- ②監査役と会計監査人は、定期的な連絡会等を行い、会計監査の実施状況等について意見および情報を交換する。
- ③各事業年度の予算編成において、監査役の職務執行に係る費用として合理性が認められる範囲で必要な予算を確保する。
- ④監査役がその必要性を認識し、外部の専門機関に意見、指導、助言等を求めた場合、これが監査役の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスおよびリスク管理

当社では、独占禁止法違反行為が存在した事実を厳粛に受け止め、2016年3月の取締役会において違法行為の徹底排除につき決議するとともに、違反行為の排除にかかる内容を、内部統制システムの整備に関する事項として追加いたしました。当事業年度におきましても、その具体的取り組みとして、独占禁止法違反に特化した相談窓口の運用、教育・研修の充実等、外部専門家の助言・協力を得ながら策定した再発防止策を継続的に遂行するほか、2019年8月に設置した外部の識者で構成する「調査委員会」の報告・提言に基づき、より実効的な再発防止策の整備・運用を進めており、引き続きコンプライアンス体制の強化・意識の浸透に向け、各施策に取り組んでまいります。

なお、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理の状況全般については、コンプライアンス相談窓口の運用や内部監査の実施等により実効性の確保を図っており、経営会議および取締役会において、年2回、これらの結果につき報告いたしております。

(2) 取締役の職務執行

当社では、取締役会を原則として月1回または2回開催し、法令および定款に定める事項や経営に関する重要事項について決定するほか、業務執行の状況について報告し、取締役の職務執行について監督を行っております。なお、当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役全員が概ねすべての回に出席いたしております。

また、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、定期的に経営会議を開催するとともに、取締役会において業務執行取締役および執行役員の業務分担を定め、社内規程に基づき適切に業務を遂行しております。

(3) グループ会社管理体制

当社およびグループ会社の役職員を対象とする「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を制定するほか、グループ会社についても内部通報制度や内部監査の対象に含めることにより、コンプライアンスへの取り組みを一体的に推進しております。

また、各グループ会社の所管部署を定めるとともに当該部署の職員が、各社の取締役または監査役を兼務することにより、各社の経営・業務に対するモニタリング機能の実効性を高めております。

(4) 監査役の監査体制

当社では、監査役全員が、すべての取締役会に出席しており、また、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、監査に必要な情報の把握に努めております。

また、監査役は、代表取締役社長との定期的な会合、会計監査人および内部監査部門との連絡会等の機会を通じ、それぞれ、意見交換や情報共有を行っております。

連結株主資本等変動計算書

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,000	508	30,026	△ 5	32,529
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,090		△ 1,090
親会社株主に帰属する当期純利益			6,544		6,544
自己株式の取得				△ 100	△ 100
自己株式の処分		1		34	36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	1	5,454	△ 65	5,390
当期末残高	2,000	510	35,480	△ 71	37,919

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他包括利益 累計額合計	
当期首残高	14	-	△ 1,000	△ 985	31,543
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 1,090
親会社株主に帰属する当期純利益					6,544
自己株式の取得					△ 100
自己株式の処分					36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 17	△ 16	△ 267	△ 300	△ 300
連結会計年度中の変動額合計	△ 17	△ 16	△ 267	△ 300	5,089
当期末残高	△ 2	△ 16	△ 1,267	△ 1,286	36,632

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	12 社
連結子会社の名称	新世紀工業株式会社 エスティ建材株式会社 エス・ティ・サービス株式会社 やまびこ工業株式会社 みちのく工業株式会社 クマレキ工業株式会社 株式会社孝松工務店 舗道工業株式会社 舗栄建設工業株式会社 SEIKITOKYU MYANMER ROAD COMPANY LIMITED 日東道路株式会社 STK PACIFIC CORPORATION

当連結会計年度において、舗道工業株式会社他 2 社の全株式を取得し、また、SEIKITOKYU MYANMER ROAD COMPANY LIMITED 他 1 社を設立したことに伴い連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	1 社
非連結子会社の名称	中外エンジニアリング株式会社

非連結子会社 1 社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益の持分に見合う額及び利益剰余金の持分に見合う額等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社の名称 中外エンジニアリング株式会社

持分法非適用の関連会社の名称 ガルフシール工業株式会社
能登アスコン株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の過去 5 年間における平均の当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれの合計額は、いずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算期と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7 ～ 50 年

機械・運搬具・工具器具備品 … 5 ～ 7 年

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当連結会計年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。
- ③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金は、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上することとしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

(完成工事高の計上基準)

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は21,439百万円であります。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(2) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「手形流動化手数料」は、金額の重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「手形流動化手数料」は5百万円であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		20,275 百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
① 担保に供している資産	建 物	372 百万円
	土 地	9,921 百万円
② 担保に係る債務	短 期 借 入 金	365 百万円
	長 期 借 入 金	300 百万円
3. 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示		
債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金(当連結会計年度末476百万円)を債権から直接減額しております。		

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式総数		
	普通株式	40,414,407 株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数		
	普通株式	119,939 株

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,090百万円	27円00銭	2019年3月31日	2019年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月23日開催予定の第71回定時株主総会において次のとおり付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,893百万円	47円00銭	2020年3月31日	2020年6月24日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理をもってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金預金	14,169	14,169	—
受取手形・完成工事未収入金等	26,004	26,004	—
投資有価証券	60	60	—
支払手形・工事未払金等	(23,632)	(23,632)	—
短期借入金	(107)	(107)	—
長期借入金	(665)	(665)	—

※ 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- （1） 現金預金、受取手形・完成工事未収入金等は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- （2） 投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。
- （3） 支払手形・工事未払金等、短期借入金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- （4） 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、連結貸借対照表の「流動負債」の「短期借入金」に含めております「1年以内返済予定の長期借入金（365百万円）」は長期借入金として算定しております。

（注2） 非上場株式（連結貸借対照表計上額203百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	909円13銭
1株当たり当期純利益	162円40銭

VI. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	建物	福島県	82

当社グループは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。当連結会計年度において、事業用資産1件について、解体撤去の意思決定をしたことに伴い全額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 財務制限条項に関する注記

当社は2016年12月に株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当連結会計年度末現在の借入残高665百万円）。

当該シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2017年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または2016年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 2017年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 2017年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 2017年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・カバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

なお、上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

株主資本等変動計算書

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000	500	8	508	27,794	27,794	△ 5	30,297	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△ 1,090	△ 1,090		△ 1,090	
当期純利益					6,145	6,145		6,145	
自己株式の取得							△ 100	△ 100	
自己株式の処分			1	1			34	36	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	1	1	5,054	5,054	△ 65	4,990	
当期末残高	2,000	500	10	510	32,849	32,849	△ 71	35,288	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	14	14	30,312
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 1,090
当期純利益			6,145
自己株式の取得			△ 100
自己株式の処分			36
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 13	△ 13	△ 13
事業年度中の変動額合計	△ 13	△ 13	4,977
当期末残高	1	1	35,289

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7～50年

機械・運搬具 … 5～7年

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当事業年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。

③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金は、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準を採用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌期から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

（完成工事高の計上基準）

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、21,274百万円であります。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度を適用しております。

- ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
 当社は、「所得税法の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		19,098 百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務		
① 担保に供している資産	建 物	372 百万円
	土 地	9,921 百万円
② 担保に係る債務	短 期 借 入 金	365 百万円
	長 期 借 入 金	300 百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
① 短期金銭債権	2,880 百万円	
② 長期金銭債権	396 百万円	
③ 短期金銭債務	2,651 百万円	
(4) 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示		
債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当事業年度末476百万円）を債権から直接減額しております。		

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	4,873 百万円
仕入高	1,272 百万円
② 営業取引以外の取引による取引高	106 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	119,939 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	149 百万円
退職給付引当金	897 百万円
ゴルフ会員権評価損	129 百万円
減損損失	696 百万円
賞与引当金	361 百万円
繰越欠損金	1,458 百万円
その他	383 百万円
繰延税金資産小計	4,075 百万円
評価性引当額	△ 2,725 百万円
繰延税金資産合計	1,350 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務等	4 百万円
繰延税金負債合計	4 百万円
繰延税金資産純額	1,345 百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東急建設㈱	(被所有) 直接 22.2%	役員の兼任 工事の請負	完成工事高	2,556	電子記録債権 完成工事未収入金 未成工事受入金	190 661 90

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 工事の請負については、工事ごとに見積額を提示した上で、一般取引先と同様の条件で決定されております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新世紀工業㈱	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 舗装資材の 販売	製品売上高	1,525	売掛金	1,024

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 舗装資材の販売については、市場価格、総原価等を勘案した上で販売単価を決定しております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 875円79銭
- ② 1株当たり当期純利益 152円49銭

8. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	建物	福島県	82

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。当事業年度において、事業用資産1件について、解体撤去の意思決定をしたことに伴い全額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 財務制限条項に関する注記

当社は2016年12月に株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当事業年度末現在の借入残高665百万円）。

当該シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2017年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または平成28年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 2017年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 2017年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 2017年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・カバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

なお、上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。